

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中央第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11件

厚生年金関係 11件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 8 月 8 日から 34 年 6 月 1 日まで

申立期間について、脱退手当金が受給されているとのことだが、請求
手続をした覚えは無いし、受け取った覚えも無いので、厚生年金保険
の支給対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険
者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の2回の被
保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となってい
る。しかしながら、3回の被保険者期間のうち、2回の被保険者期間を失
念するとは考え難い。

また、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととされている日から間
もなくして別の事業所に再就職し、厚生年金保険の被保険者となっている
ことを踏まえると、その直前に脱退手当金を請求するというのは不自然で
ある。

さらに、申立人は申立期間以降 60 歳を超えるまで厚生年金保険及び国
民年金に加入しているが、国民年金については、1か月の未加入期間を除
きすべての期間で保険料を納付しており、年金に対する意識が高かったも
のと考えられるとともに、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間につ
いては申立期間と同一被保険者記号番号になるよう加入手続がとられた期間

もあることを踏まえると、申立人が申立期間の脱退手当金を受給したものとして認識していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 40 年 1 月 1 日まで
② 昭和 40 年 1 月 11 日から 43 年 1 月 21 日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。

しかしながら、脱退手当金の手続をした記憶も無いし、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、年金額に反映される被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 年 10 か月後の昭和 45 年 12 月 4 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、3 回の被保険者期間のうち、支給日直近の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 10 日から 32 年 8 月 11 日まで
② 昭和 33 年 10 月 1 日から 35 年 3 月 20 日まで
年金問題が騒がれるようになり、私も申立期間は厚生年金保険に加入していたのではないかと思い、社会保険事務所で調べてもらったところ、当該期間については脱退手当金が支給済みとのことであった。
しかしながら、私は請求手続きをしていないし、そんな大金を受け取ったのだとすれば、絶対に忘れるはずは無いので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間の脱退手当金は昭和 35 年 9 月 1 日に支給決定されたこととなっているが、申立人がその直後の国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることを踏まえると、当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月1日から38年6月1日まで

社会保険事務所に年金記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を受けているため年金額の計算に算入されない旨の回答をもらった。しかし、申立期間の事業所では経理事務及び社会保険事務を担当しており、脱退手当金のことも知っていたが、脱退手当金が支給された記憶は無く、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の事業所の当時の社長の妻は、申立人が当該事業所において社会保険事務を含む経理事務を担当していたと証言しており、当時脱退手当金制度のことを知っていたとの申立内容は信用できる。

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、脱退手当金制度を知っていた申立人が4回の被保険者期間のうち、申立期間より長期間である期間を含む3回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び被保険者名簿の申立人の生年月日は誤って記録されており、脱退手当金の裁定請求があれば訂正されると考えられるところ、昭和53年6月になるまで訂正されていない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月4日から同年9月18日までの期間及び同年9月18日から49年1月17日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（以下、「B社」という。）における資格取得日に係る記録を48年1月4日、資格喪失日を同年9月18日、C社（以下、「D社」という。）における資格取得日に係る記録を同年9月18日、資格喪失日を49年1月17日とし、当該期間に係る標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月4日から49年4月25日まで
B社に勤務した期間に係る厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入した事実が無い旨の回答を得た。当時の同僚は厚生年金保険に加入しており、自分だけ加入していないことは考えられない。同僚が作成した在籍証明を提出するので、当該期間について被保険者であったことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所における申立人の上司及び同僚の供述等により、申立人はB社に勤務していたと認められる。申立人は、申立期間についてB社に勤務していたとしているが、B社に勤務している従業員の多くが、昭和48年9月17日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日にD社において資格取得していることが確認でき、また、申立人の雇用保険の記録でも、同年1月4日に資格を取得し、同年9月17日に離職、別の事業所において同年9月18日に資格を取得し、49年1月16日に離職した旨の記録が確認できることから、申立人は、48年1月4日から同年9月17日まで

の期間はB社に、同年9月18日から49年1月16日までの期間はD社において勤務していたと推認できる。

さらに、当時の役員は、従業員はすべて正社員であり、全員社会保険に加入させていたとしている。加えて、申立人と同じ業務に従事し、同課に所属していたとする同僚について、ほぼ全員に厚生年金保険被保険者としての記録が存在することから、申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月4日から49年1月17日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人の雇用保険の記録によれば、申立人は昭和48年9月17日にB社を離職し、同年9月18日にD社に就職していることから、申立人のB社における資格取得日は同年1月4日、資格喪失日は同年9月18日とし、D社における資格取得日は同年9月18日、資格喪失日は49年1月17日とすることが妥当である。

また、これらの期間に係る標準報酬月額については、申立人と同年代の同僚の標準報酬月額の記録から判断すると、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社及びD社における事業が廃止されており、事業主に確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届（B社にあっては、被保険者報酬月額算定基礎届を含む。）を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年1月4日から同年9月18日までの期間及び同年9月18日から49年1月17日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主はこれらの期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生年金 事案 374

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 1 月 5 日から 37 年 8 月 1 日まで
社会保険事務所で私の年金記録を調べてもらったところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとのことだった。
しかしながら、私は当時、脱退手当金という制度自体知らず、もらった覚えは無いし、家族がもらったということも考えられないので、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和37年11月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間の事業所を退職後、国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 10 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 33 年 10 月 24 日から 34 年 12 月 1 日まで
③ 昭和 35 年 8 月 2 日から 44 年 1 月 21 日まで

社会保険事務所に年金の見込額を照会した際に、申立期間については脱退手当金を受給済みである旨の説明を受けた。

当時、婚姻を契機に退職したが、脱退手当金については自分で請求した記憶も受け取った記憶も無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金を支給した旨が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 44 年 6 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間の事業所を退職後、国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 15 日から 43 年 10 月 1 日まで
申立期間については、脱退手当金が支給済みとされているが、支給日には旅行中で住所地には居らず、受領した記憶は無いので、どのように支払ったのか調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 43 年 10 月の前後 1 年以内に資格喪失した者 11 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、6 名について資格喪失日の約 2 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、そのうち連絡先が把握できた一人は、事業所が手続してくれたと供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 43 年 11 月 6 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年12月9日から31年3月1日まで
平成5年に裁定請求をしたところ、申立期間について脱退手当金を受給したことになっていたが、私は脱退手当金という制度自体を知らなかったし、請求手続をした記憶も無いので、支給されているというのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和31年8月13日に支給決定されているほか、申立人の被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間の事業所に在職中、厚生年金は老後の積立金であると認識しており必ず受給できると考えていたとしているが、当時は通算年金制度創設前で、厚生年金を受給するためには20年以上の被保険者期間が必要であり、再び加入しなければ受給機会が無かったところ、申立人は申立期間の事業所を退職後現在まで厚生年金保険に加入したことがないことを踏まえると、当時、申立人が厚生年金に対し老後保障の期待を抱いていたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の事業所から退職金として受け取ったとする金額を明確に記憶しているとしているが、その金額は当該事業所が保管している申立人の退職発令に係る稟議書及び退職給与計算表に記載されている退職金の支給金額を相当上回っている上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年11月27日から29年5月13日まで
厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みとの回答をもらったが、私は脱退手当金の制度は知らなかったし、脱退手当金をもらった記憶が無いので再調査を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和29年5月の前後5年以内に資格喪失した者8名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、5名に脱退手当金の支給記録があり、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から 32 年 2 月 1 日まで
② 昭和 33 年 3 月 1 日から 35 年 7 月 30 日まで

60 歳になる時に厚生年金受給の手続きをした際、申立期間については脱退手当金が支給されているため年金額には反映ないことが分かったが、脱退の手続などしていないし、手当金を受領した記憶は無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 6 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 35 年 7 月の前後 2 年以内に資格喪失した者 5 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、全員に脱退手当金の支給記録があり、また資格喪失日の約 3 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 35 年 9 月 29 日に支給決定されているほか、被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 8 月 1 日から 29 年 12 月 27 日まで
② 昭和 30 年 1 月 6 日から 33 年 3 月 31 日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給したことになっているのが分かった。

申立期間の後に勤めた事業所の脱退手当金は受給したが、申立期間の脱退手当金を受け取った記憶は無いので、支給されているというのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対しては、申立期間後の別の厚生年金保険被保険者期間についても脱退手当金が支給されているが、その際、仮に申立期間の脱退手当金が支給されていなければ、当該申立期間も併せて請求手続がとられるべきところ、申立人は申立期間後の厚生年金被保険者期間のみ手続したと主張していることを踏まえると、申立期間については既に脱退手当金が支給されているものとして、請求手続が行われたものとするのが自然である。

また、申立人が勤務していた申立期間②の事業所の被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 33 年 3 月の前後 3 年以内に資格喪失した者 4 名の支給記録を確認したところ、3 名について脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 33 年 6

月 11 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月1日から35年1月20日まで
平成19年に年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給したことになっていたが、私は脱退手当金の請求手続をした覚えは無いし、受給した記憶も無いので、調査を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険手帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和35年3月11日に支給決定されているほか、被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 4 月 1 日から 33 年 6 月 17 日まで
② 昭和 36 年 3 月 1 日から 38 年 9 月 1 日まで

社会保険事務所で申立期間について照会したところ、当該期間は厚生年金保険加入期間ではあるものの、脱退手当金が支給済みであるとのことだった。

しかしながら、私は脱退手当金をもらった覚えは無いので、年金額の計算に算入する期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②の厚生年金保険被保険者記号番号は、事業所を退職した約2か月後の昭和38年10月30日に重複整理の手続がとられたことが厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿に記録されており、申立期間の脱退手当金が38年11月7日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複整理が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月から23年3月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、昭和22年4月から23年3月までの期間、A社における記録が無い旨の回答をもらった。給与明細は一度も会社からはもらっていないが、同僚は同じ期間について年金を受給していた。その同僚は既に亡くなっているので証言はしてもらえないが、当該期間について被保険者であったことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和22年4月から23年3月までの期間、A社において、厚生年金保険の被保険者であったことを認めて欲しいと申し立てているが、進駐軍施設に勤務する日本人労働者は、国の雇用者であるとの身分を有していたものの、社会保険制度が適用されたのは、24年4月1日からである。

なお、申立人が勤務していた事業所の名称については、B市が保管している資料「提供施設の推移」並びに当時の業務内容に関する申立人及び同僚の供述から、C社であったと推認できるが、社会保険事務所の記録では、そのいずれの名称でも、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。また、当時、進駐軍施設に勤務する日本人労働者の労務管理を行っていた渉外労務管理事務所の資料におけるC社の欄には、D社という事業所名が記載されているが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和24年4月1日からであり、当該事業所に係る被保険者名簿に申立人の記録は無い。

また、同僚のオンライン記録にも、上記の事業所のいずれにも、加入記録は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 6 月 1 日から 59 年 7 月 28 日まで
社会保険事務所の記録では、昭和 51 年 6 月 1 日から 59 年 7 月 28 日までの期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支払額に見合うそれよりも低く記録されている。確定申告書、源泉徴収票及び課税額証明書を提出するので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所における当時の代表者及び複数の同僚の供述、並びに申立期間のうち昭和 53 年 3 月 31 日以降のほぼすべての期間については、申立人と申立てに係る事業所の代表者の 2 名しか社会保険事務所に厚生年金保険の被保険者として記録されていないことから判断して、申立人は、申立期間当時、同事業所の社会保険及び給与計算に係る事務に関与していたと認められる。

ところで、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第 1 条第 1 項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。